

令和6年流山市教育委員会会議第11回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年11月21日（木曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前10時50分
- 2 場 所 流山市役所 庁議室
- 3 出席委員 教 育 長 吉田 瑞穂
教育長職務代理者 宮田 義則
委 員 山本 正子
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
委 員 勝本 正實
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長兼学校施設課長 大塚 昌浩
学校教育部長 南 暁男
生涯学習部長 石川 博一
教育総務部次長兼教育総務課長 新倉 英之
学校教育部次長兼学校教育課長 澁木 宏紀
生涯学習部次長
兼文化芸術・生涯学習課長 寺門 宏晋
指導課長 郡司 美紀
スポーツ振興課長 小池 昌樹
公民館長 佐々木 武男
図書館長 伊原 純子
博物館長 北澤 滋
指導課長補佐 北野 美紀

7	事務局職員	教育総務課長補佐	遠山 美保
		教育総務課主事	石戸 寛論
		教育総務課会計年度任用職員	寺坂 真佐美

8 議案等

- 議案第27号 令和6年度教育費補正予算案について
- 議案第28号 流山市幼児教育アドバイザーの設置に関する規則の制定について
- 議案第29号 指定管理者の指定の原案について(流山市学童クラブ(第1グループ))
- 議案第30号 指定管理者の指定の原案について(流山市学童クラブ(第2グループ))
- 議案第31号 指定管理者の指定の原案について(流山市学童クラブ(第3グループ))
- 議案第32号 指定管理者の指定の原案について(流山市学童クラブ(第4グループ))
- 議案第33号 指定管理者の指定の原案について(流山市学童クラブ(第5グループ))
- 議案第34号 指定管理者の指定の原案について(流山市学童クラブ(第6グループ))
- 議案第35号 指定管理者の指定の原案について(流山市学童クラブ(おおたかの森小学校区))
- 議案第36号 指定管理者の指定の原案について(流山市おおたかの森センター、流山市立おおたかの森子ども図書館)
- 報告第12号 臨時代理の報告について(流山市文化財審議会委員の委嘱について)
- 報告第13号 臨時代理の報告について(流山市史編さん審議会委員の委嘱について)
- 報告第14号 臨時代理の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)

9 議事の内容

(開会 午前10時00分)

吉田教育長	ただいまから、令和6年流山市教育委員会会議第11回定例会を開会します。 まず、お配りした令和6年流山市教育委員会会議第10回定例会の会議録について、訂正を行いたい箇所があります。文化芸術・生涯学習課長お願いします。
文化芸術・生涯学習課長	5ページ上段の勝本委員の御質疑に対する回答について、訂正をさせていただきたいと存じます。流山青少年指導センター運営協議会は、直接青少年や保護者の相談をしていません。また、会議開催は通常6月に実施しています。そこで回答文として、「流山市青少年指導センター運営協議会は、千葉県職員や警察関係ほか、有識者や公募市民16名で構成しており、同センター

の運営全般に関し、それぞれのお立場からの御意見をいただくための機関として設置しているもので、会議開催は通常年１回を基本としています。」という形で訂正させていただきたく存じます。お手間をおかけしますがどうぞよろしくお願いいたします。

吉田教育長

訂正について御意見、御指摘はございますか。

(特になし との声あり)

吉田教育長

特になしということですので、会議録の訂正を行います。そのほか、第１０回定例会の会議録について御意見、御指摘はございますか。

(特になし との声あり)

吉田教育長

特になしということですので、承認ということにします。

ここで、議事日程の追加があります。

報告第１４号「臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」が追加されたことから、当該議案を議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

吉田教育長

御異議なしと認めます。

よって、報告第１４号は議事日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより議事に入りますが、議案第２７号「令和６年度教育費補正予算案について」、議案第２９号から議案第３６号までの８議案「指定管理者の指定の原案について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって、流山市教育委員会会議規則第１３条第１項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして、当該案件を同会議規則第１０条第１項の規定により、各課等事務連絡の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

吉田教育長	御異議なしと認めます。よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等事務連絡の後に審議します。 それでは議事に入ります。 議案第28号「流山市幼児教育アドバイザーの設置に関する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
学校教育部長	当該規則は、流山市における幼児教育保育の質の向上及び小学校教育への円滑な接続を図るための人員として、新たに流山市幼児教育アドバイザーに関して定めるものです。規則に関しての詳細等について、担当課長から御説明いたします。
指導課長	幼児教育アドバイザー設置の背景としては、令和5年2月27日の文部科学省中央教育審議会、初等中等教育分科会、幼児教育と小学校の架け橋特別委員会、学びや生活の基盤を作る幼児教育と小学校教育の接続について、幼保小の協働による架け橋期の教育の充実の中で、地方自治体における推進体制の構築について、架け橋期の教育の質の保障のために必要な人材として、幼児教育アドバイザー等の配置とその育成が急務であることを示されたこと、及び令和5年10月13日の流山市幼稚園協議会答申において、今後の幼児教育支援センターの在り方について、幼保小の連携を図り、情報発信や研修、現場のサポートができる、市の幼児教育の中核的組織となるために、幼児教育アドバイザーの配置を図るべきと示されたことが挙げられます。幼児教育アドバイザーの設置については、第2条にも規定するように、本市の幼児教育及び保育の質の向上並びに小学校教育の円滑な接続です。現在、幼児教育支援センターに配置されている学校教育研究指導員は、学校教育の調査・研究及び指導が業務となっていたため、保育施設への直接的な指導を行うことができませんでした。今回、幼児教育アドバイザーを設置することで、第3条の職務にあるとおり、幼児教育・保育施設に対しても、幼児教育・保育内容や指導方法、環境構成に関する指導・助言を行えるようにしていきたいと考えております。併せて、指導主事と連携しながら、幼保小の連携に関する支援や研修の企画、運営などの業務を担います。資格要件としては、第4条に規定されているとおり、幼児教育アドバイザーの職務が幼児教育・保育施設及び小学校において直接的助言を行うことであることから、幼児教育・保育施設または小学校において、管理職等の実務経験を有する者を、会計年度任用職員として任命します。給与や休暇等は、第7条に規定されてい

るとおり、流山市会計年度任用職員の条例及び規則に定めるものとします。
この幼児教育アドバイザーの設置に関する規則は、令和7年4月1日から施行するものとし、同時に現在の「流山市学校教育研究指導員の設置に関する規則」については廃止とします。

吉田教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

勝本委員

第3条の中に「幼児教育・保育施設及び小学校の職員に対する研修の企画運営」とありますが、研修については回数など大体決まっているのですか。

指導課長

回数等は今後変動もあるかと思いますが、年間で計画的に研修を実施する予定です。

勝本委員

幼児教育アドバイザーは1名採用ですか、それとも複数名ですか。

指導課長補佐

複数名です。

羽中田委員

幼児教育アドバイザーは、幼児教育センターと関わりはあるのですか。

指導課長

幼児教育センターの職員として配置を考えています。

羽中田委員

そうすると先日御説明をいただいた、相談支援、人材育成、調査・研究等の内容に全て関わるということでしょうか。

指導課長

はい。

羽中田委員

分かりました、それはこの第3条の5項目の中に入れられていくわけですね。第3条の中に相談業務等が見えなかったので。「助言及び指導」に入るのですか。

学校教育部長

相談業務については、基本的には指導主事が行ったり、児童発達支援センターとの連携において行います。幼児教育アドバイザーは、相談というよりはむしろそれ以外の、直接その施設に出向き助言指導をしたり、研修の企画をしたり、そうした方向で仕事を分業しようと考えています。人材育成は研

修の中に入ります。

山本委員

幼児教育アドバイザーは1名だと思っていたので、両方のスペシャリストはいるのかと思いましたが、3名と聞いて少し安心しました。その3名が週4日以内で一緒に働くのか、週4日以内を分業制で働くのか教えていただけますか。

指導課長

基本的に誰もいないことがないように、皆同じ4日ではなく、少しずつかぶるような配置を考えています。

山本委員

そうなると3名ということで、小学校の管理職の方と、保育所・幼稚園なり管理職の退官された方が入り混じるというイメージで、どちらのアドバイスもできるようなイメージを持ちました、よかったと思います。

吉田教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

吉田教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。

議案第28号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

吉田教育長

御異議なしと認めます。よって議案第28号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、報告第12号「臨時代理の報告について（流山市文化財審議会委員の委嘱について）」を議題とします。報告理由の説明を求めます。

博物館長

流山市文化財の保護に関する条例第44条の規定により、流山市文化財審議会委員として、下記の者を委嘱いたします。人数は3名です。委嘱期間は令和6年11月8日から令和8年9月30日です。先月も流山市文化財審議会委員の委嘱で臨時代理の報告を行いました。市民公募の3名分が不在であり、再度公募しているという報告をしておりました。前回の教育委員会会議後、公募委員に関しての書類審査・面接等を行い、3名を新たに文化財審

議会委員として委嘱したものになります。

吉田教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

山本委員

いつもこうした方の選出を見ると肩書がしっかりある方が入っているイメージがありましたが、今回大学生の方がいて、私はいいなと思ったのですが、この方を入れた意図や背景があれば教えていただけますか。

博物館長

肩書は大学生ですが、御家庭で主婦をされながら、大学の勉強をし直したいということで現在、大学に通っている方です。この方は、実は2期前にも文化財審議会の委員をされており、今回も改めて応募していただいたという経緯です。

吉田教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

吉田教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。

報告第12号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

吉田教育長

御異議なしと認めます。よって報告第12号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、報告第13号「臨時代理の報告について（流山市史編さん審議会委員の委嘱について）」を議題とします。報告理由の説明を求めます。

博物館長

流山市史編さん審議会委員については、今回1名の委嘱をしております。委嘱期間は令和6年11月13日から令和8年9月30日までです。こちらについても先月の教育委員会会議で臨時代理の報告をいたしました。有識者の方が1名欠員ということで、その後、前任の委員さんから推薦がございました。民俗学を専攻されている先生で、野田市の史編さん審議会の調査員等も務めている方です。この方を今回新たに任命したものです。

吉田教育長	本案について質疑等ありましたらお願いします。 (特になし との声あり)
吉田教育長	質問がないようですので、質疑等を終結します。 報告第13号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。 (異議なし との声あり)
吉田教育長	御異議なしと認めます。よって報告第13号は、原案のとおり了承することに決しました。 次に、報告第14号「臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を議題とします。報告理由の説明を求めます。
学校教育課長	本件は、流山市立おおぐろの森中学校において、同野球部の活動中に当該野球部の部員が打ったボールが防球ネットを超え、同校付近の農園の駐車場に駐車していた相手方車両の屋根に落下し、当該相手方車両を損傷させたことによる物損事故です。こちらについては、賠償額16万2,800円ということで和解が成立しております。
吉田教育長	本案について質疑等ありましたらお願いします。
山本委員	防球ネットはボールが超えないためのものだと思っているので、もう少し背景を教えてくださいたいのですが。
学校教育課長	高さ的に十分だったかと思うのですが、予想していたところよりも高いところを通してしまったようです。
教育総務部長	学校の防球ネットは、高くても15メートル以下にしか設置していませんので、それを超える打球を打ってしまうと超えることがあります。ある程度ネットの高さは確保していますが、やはり想定以上の高さに飛んでしまうと超えてしまうことはやむを得ず、本当にやるとしたらゴルフ場のように天井の方まで張るような形にしないと完全には防ぐことはできないかと考えています。

山本委員	こうした事例は今回初めてですか。
学校教育課長	おおぐろの森中学校では初めてですが、過去にもまれにあります。
山本委員	この前の飛び石の時は、ヒューマンエラーで仕方がないかと思ったのですが、今回なぜこれを話したかという、仕事ではなく部活動でやっていることなので、人に当たったら子どもの心情がどうなるのだろうか心配なことだなと思い、どういった因果関係でどうなっているのかが見えなかったので質問させていただきました。
吉田教育長	ほかに御質問はありますか。
	(特になし との声あり)
吉田教育長	特にないようですので、質疑等を終結します。 報告第14号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。
	(異議なし との声あり)
吉田教育長	御異議なしと認めます。よって報告第14号は、原案のとおり了承することに決しました。 次に、各課等事務連絡に移ります。指導課からお願いします。
指導課長	(小学校ミニバスケットボール大会について)
スポーツ振興課長	(第32回流山ロードレース大会の実施報告について)
吉田教育長	以上の各課等事務連絡への質疑等がありましたらお願いします。
吉田教育長	来年の11月9日に開催というのは本決まりですか。
スポーツ振興課長	実行委員会の中ではそのように考えています。

吉田教育長	他の大会とあまりかぶらないようにという話があったと思いますが、その辺りはクリアしての日にち決定ということですか。
スポーツ振興課長	全ての大会と全くかぶらないというのは、この時期集中しますのでなかなか難しいのですが、今年同日になったアクアラインマラソンは隔年で開催していますので、来年かぶるということはありません。
吉田教育長	そのほか、何かございますか。 (特になし との声あり)
吉田教育長	特にないようですので、各課等事務連絡についての質疑等を終了します。続きまして、先ほど非公開と決定しました案件に入ります。 (傍聴者がいないため、退席者なしで審議開始) 議案第 27 号「令和 6 年度教育費補正予算案について」 教育総務部次長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。 議案第 29 号「指定管理者の指定の原案について（流山市学童クラブ（第 1 グループ））」 教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。 議案第 30 号「指定管理者の指定の原案について（流山市学童クラブ（第 2 グループ））」 教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。 議案第 31 号「指定管理者の指定の原案について（流山市学童クラブ（第 3 グループ））」 教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。 議案第 32 号「指定管理者の指定の原案について（流山市学童クラブ（第 4 グループ））」 教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第 3 3 号「指定管理者の指定の原案について（流山市学童クラブ（第 5 グループ））」

教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第 3 4 号「指定管理者の指定の原案について（流山市学童クラブ（第 6 グループ））」

教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第 3 5 号「指定管理者の指定の原案について（おおたかの森小学校区）」
教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第 3 6 号「指定管理者の指定の原案について（流山市おおたかの森センター、流山市立おおたかの森子ども図書館）」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

吉田教育長

以上をもって、本日教育委員会会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和 6 年流山市教育委員会会議第 1 1 回定例会を終了します。

（閉会 午前 1 0 時 5 0 分）